



看護師の 特定行為実施 および 特定行為研修 に関するお願い

看護師の特定行為について

当院では厚生労働省により定められた「特定行為に係る看護師の研修制度」を修了した看護師が特定行為を実施しています。また、指定医療機関における特定行為研修の受け入れ施設となっており、医師の指導のもと特定行為（診療の補助行為）を行わせていただくことがあります。なお、特定行為につきましては、個別の行為ごとに同意いただくのではなく、入院時の診療に関する同意をもってご了承いただく「包括同意」とさせていただきます。患者さん・ご家族の皆さまにおかれましては、何卒ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

患者さんへのお願い

特定行為の実施は、安全に十分配慮し行います。特定行為の実施および実習におきまして、同意されない場合は、遠慮なくお申し出ください。患者さんが診療上不利益を被ることはございません。特定行為に関するご相談やご質問は、下記までお問い合わせください。

患者相談窓口

患者総合支援部 ☎046-229-1771 / ご来院の際は 4号館 1階病院受付にお声がけください